

介護分野就職支援金

貸付制度のご案内

この貸付は、他業種で働いていた方が、介護職員初任者研修以上の研修修了後、介護職員等として就職するときに必要な資金を貸付する制度です。

県内の対象となる介護保険施設・事業所で介護職員等(※)として継続して2年間従事することによって貸付金が返還免除となります。(※)「介護職員等」とは介護職員もしくは主たる業務が介護業務である職員

貸付対象者 1～6の要件をすべて満たす方が対象となります。



- ① 神奈川県内の介護保険施設又は事業所に介護職員等として就労が決定した方（内定を含む）
- ② 申請時に65歳以下であること
- ③ 前職から本貸付の該当業務で就労するまでの1年間、介護職員等又は障害福祉職員として就労経験がない方
- ④ 介護職員初任者研修以上の研修を修了した方（修了見込みを含む）（※1）
- ⑤ 神奈川県内の介護保険施設・事業所で介護職員等として継続して2年間の従事をする意思がある方（※2）
- ⑥ かながわ福祉人材センターに有資格者の届出又は求職者登録を行った方（裏面に方法記載）

(※1) ・研修修了見込みの場合、就労開始日から3ヶ月以内に研修が修了する方が対象となります。
なお、就労後に研修を開始している場合は対象外となります。

(※2) ・730日在籍のうち360日以上（月平均15日）の従事または週20時間以上の継続した従事をする
ことで貸付金について返還免除申請が可能となります。
・返還免除の対象となる介護保険施設又は事業所については裏面「対象となる施設・事業所」を
ご参照ください。

貸付額 20万円以内（1人につき1回限り）

申込期間 貸付の申込期限（書類提出期限）は、**就労開始後3ヶ月以内**

申込方法 かながわ福祉人材センターの**ホームページより申込みの手続き書類を印刷し、**
必要な書類等を郵送してください。

※申請書類を郵送にて入手したい場合は、住所・氏名を明記した封筒(角2)に140円切手を貼って
「かながわ福祉人材センター介護分野就職支援金担当」までお送りください。

申込みに必要な書類

①貸付申請書	②個人情報取扱同意書	③申請提出チェックリスト
④県内で就職することを証明する書類(内定通知書など)※就労開始日・就労先・職種・雇用形態等の確認ができること		
⑤発行3ヶ月以内の住民票(申請者と連帯保証人分)		
⑥貸付申請の該当業務就労以前の1年間に介護職員または障害福祉職員としての就労がないことを証明できるもの (年金の被保険者記録回答票など)		
⑦資格を証明する書類の写し(または研修機関が発行する研修修了予定記載の書類)		

連帯保証人

- ・日本に居住する者(外国籍の方が保証人の場合、在留資格が永住者であること)
- ・貸付申請時に**20歳以上、80歳以下で、原則独立した生計を営むなど安定した収入のある方**
(前年度年収および今年度の収入見込みが**150万円以上の方**)

対象となる施設・事業所

神奈川県内の下記のサービスを実施している介護保険施設・事業所への就職が貸付の対象となります。
※「介護情報サービスかながわ」のHPでご確認ください。

サービスの種類	サービス内容	
居宅サービス等 地域密着型サービス 施設サービス 介護予防サービス 地域密着型介護予防サービス	訪問介護	介護老人保健施設
	訪問入浴介護	介護医療院（介護療養型医療施設）
	短所入所生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	短所入所療養介護	夜間対応型訪問介護
	通所介護（デイサービス）	認知症対応型通所介護
	通所リハビリテーション（デイケア）	認知症対応型共同生活介護
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	地域密着型特定施設入居者生活介護
	看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設
	小規模多機能型居宅介護	第1号通所事業所
	第1号訪問事業所	地域密着型通所介護（小規模デイサービス）
		特定施設入居者生活介護 ※介護保険事業所番号があるもの （有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・ケアハウス）

〈注意！〉

※障害福祉サービス事業所・住宅型有料老人ホーム・健康型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅は対象外です。

介護職員として就職するときに必要な経費とは

- ①子どもの預け先を探す際の費用
- ②介護に係る情報収集や学び直しのための講習会参加経費又は参考図書等の購入費
- ③敷金、礼金又は転居費用など転居を伴う場合に必要となる経費
- ④通勤用の自転車又はバイクの購入費
- ⑤就労時に必要な被服費 など

届出・登録方法

1. 有資格者の届出

「福祉のお仕事」の「介護の資格 届出制度」より登録を行ってください。

2. 求職登録

「福祉のお仕事」または、かながわ福祉人材センターのHP・窓口で求職者登録を行ってください。

※本貸付を申請するにあたり、上記1・2の届出又は登録が必要となります。

かながわ福祉人材センターでは就職相談をしています。
ぜひ、ご活用ください！



<福祉のお仕事>



<福祉人材センター>



<介護分野就職支援金>

■貸付制度詳細・必要書類はこちらをご確認ください！

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉人材研修センター 福祉人材センター
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター13階
TEL : 045-312-4816
受付：月～金（祝祭日除く）9:00～12:00 13:00～17:00